

陳 情 文 書 表

令 7 陳 情 第 8 号	令 和 7 年 2 月 1 0 日 受 理
件 名	鶴巻北二丁目 2 2 番の土砂災害に関する陳情書
陳 情 者	東京都町田市玉川学園 4 - 1 7 - 3 1 グリーンヒルズ玉川弐番館 1 0 5 菅谷 肇 ほか 1 5 名
陳 情 の 要 旨	
<p>1 2024年8月30日の台風10号による風雨のため、午前7時頃、秦野市鶴巻北二丁目22番において、秦野市鶴巻北二丁目1368番2（地番表示）の土地の地盤が崩落する本件災害が発生しました。</p> <p>本件災害により、崖上（地番：秦野市鶴巻北二丁目1368番2）から大量の土砂と木々が崖下の宅地に流れ込み、陳情者Aの自宅土地（地番：鶴巻北二丁目1981番8、1980番13）は災害発生時、建物は建っていませんでしたが一面の土砂に覆われ、地盤が約30cmから1m高くなりました。また、陳情者B所有の自宅土地（地番：鶴巻北二丁目1980番14）上の建物が、流出した土砂と木々の直撃を受け、建物横に設置されていたプロパンガスのボンベが市道部分（造成にあたって設けられた開発道路）まで飛ばされ、建物も一部損傷（準半壊）しました。加えて、流出した土砂が市道部分に接している陳情者C、陳情者D、陳情者E、陳情者F、陳情者G等の自宅土地内にまで流れ込みました。</p> <p>秦野市鶴巻北二丁目1368番2の土地から流出した土砂を撤去した土木業者からは、搬出した土砂の量は50m³に及んだと聞いています。</p> <p>2 本件災害に対して、秦野市防災課の手配で、秦野市消防署が市道部分と陳情者Bの自宅建物1階ガレージに堆積した土砂を撤去しました。また、秦野市鶴巻北二丁目1368番2の土地所有者の手配で、土木業者が陳情者Aの自宅土地上に堆積した土砂の大部分、陳情者Bの自宅土地（1階ガレージ外）に堆積した土砂を撤去しました。さらに、本件災害が発生した一帯の土地を販売した会社が所有する秦野市鶴巻北二丁目1980番16、1981番9（いずれも地番表示）に堆積した土砂を撤去しました。さらに、土木業者が崩落した崖の斜面にブルーシートを貼っています。</p>	

土砂の撤去後、秦野市防災課の手配で、秦野市鶴巻北二丁目1368番1及び1368番2の土地から陳情者A、陳情者Cの土地内に越境していた木の枝、秦野市鶴巻北二丁目1368番2の土地や秦野市鶴巻北二丁目1981番9、1980番16の土地周辺の電線に架かっていた樹木上部の伐採が行われています。

しかしながら、これらの対策は、臨時かつ応急の処置であり、今後、台風・大雨等により、本件災害で地盤が緩んだ秦野市鶴巻北二丁目1368番1及び1368番2の土地が崩落する土砂災害が再度発生するという現実的危険性を排除できていません。

陳情者Aの知人である大手ゼネコンの土木技術者も、現場を視察した上で、陳情事項1に述べた措置を執ることが必要であると明言されています。

そこで、我々陳情者としては、今後の防災の観点、財産権の保全のために、秦野市に陳情事項1に記載した措置を執っていただくことを切に望みます。

3 また、本件災害現場を含む秦野市鶴巻北二丁目（地番：秦野市鶴巻北二丁目1368番1及び1368番2）の崖地法面上の市道には、崖地側に柵が設置されていません。このため、当該市道を通行する近隣市民が市道から転落して、受傷する危険性をはらんでいます。柵の設置に加えて、法面に生育している雑草や切り株の除去、防草シートの設置をすることで、転落の際の危険を回避することができます。

この件については、本件災害現場周辺の住民もこれまで繰り返し秦野市に要望してまいりました。是非、早急に陳情事項2の措置を執られることを陳情いたします。

4 我々陳情者の所有土地を含む一帯の土地（秦野市鶴巻北二丁目1980番1ほか25筆）は、2021年6月に、秦野市から、つくみ住研株式会社が開発許可が出されています。

しかしながら、開発前から周辺地域に長年居住されている方の話では、一帯は開発前は竹林であり、地下水の湧出により形成された沼があり、低地に向かって小川が流れていたとのことでした。

このように周辺地域の地盤は軟弱であり、開発業者は地盤改良工事を行っています。秦野市鶴巻北二丁目1368番1及び1368番2の崖地法面下に設置された擁壁により堰き止められた地下水が、本件災害の誘因になった可能性も存在します。

今後、周辺地域の地盤沈下が発生する可能性が存在することから、秦野市鶴

巻北二丁目1980番1ほか25筆の開発を許可した秦野市として、これら土地の地盤調査を行い、陳情事項3のとおり、必要に応じた地盤改良工事を行うことを求めます。

陳情事項

1 2024年8月30日に発生した秦野市鶴巻北二丁目1368番2（地番表示）の土地の地盤の崩落（以下「本件災害」という。）の二次災害が起こらないよう、1368番2の土地と同土地に隣接する1368番1の土地について、秦野市の責任において地盤調査を行った上で、適切な防災措置を行うこと。

2 本件災害現場を含む秦野市鶴巻北二丁目（地番：秦野市鶴巻北二丁目1368番1及び1368番2）の崖地法面の上部に設置された市道に転落防止用の柵を設置するとともに、転落の危険を防止するため、法面に存在する木の切り株を除去すること。

3 我々陳情者が所有している土地を含む一帯の開発地（開発許可番号：第3021005号、許可年月日：令和3年6月7日、開発区域に含まれる地域の名称：秦野市鶴巻北二丁目1980番1ほか25筆）について、秦野市の責任において地盤調査を行い、必要に応じて地盤改良工事を行うこと。